

囑託職員規程

公益社団法人 茨城県理学療法士会

第1条（目的）

この規程は、就業規則第40条の規程に基づき、嘱託の就業に関することを定めたものです。この規程に定めていない規程については、本就業規則を準用します。

第2条（再雇用の申出）

就業規則第40条に定める定年到達者が引き続き勤務を希望した場合は、定年退職日の翌日から、希望者を全員満65歳まで嘱託として再雇用します。ただし、雇用契約は、1年ごとに更新します。

2. 前項の申し出は、定年退職日もしくは契約期間満了日の1ヶ月前までに、口頭または文書で申し出るものとします。

第3条（再雇用の条件）

原則として希望する職員全てを嘱託職員として再雇用しますが、下記条件を満たさない者は再雇用をしません。

- (1) 満60歳到達時以前3ヶ月以内に受診した健康診断の結果が、業務遂行に支障を来す恐れのある傷病等がなく、心身共に健康であると認められること。本会が必要と判断した場合は、本会の指定する医師の診断を受けてもらうことがあります。
- (2) 就業規則第64条（解雇）に該当しない職員であること。

第4条（嘱託の区分）

嘱託の区分は、次の（1）および（2）の二種類とし、別途個別に雇用契約をすることとします。

- (1) 嘱託A フルタイム勤務者
- (2) 嘱託B 短時間勤務者

2. 前項については、本会から区分や労働時間数等の条件を提示し、再雇用希望者と協議の上決定するものとします。

第5条（雇用期間）

嘱託の雇用期間は1年間とします。ただし、雇用期間を毎年更新することとし、満65歳に達した後の最初の賃金締切日をもって退職とします。

2. 但し、本人が更なる継続勤務を希望し、本会が認めた場合はこの限りではありません。

第6条（勤務時間）

勤務時間は、別途個別に契約します。

第7条（休日）

休日は嘱託Aについては、就業規則第18条を準用します。嘱託Bについては、別途個別に契約します。

第8条（年次有給休暇および特別休暇）

1. 年次有給休暇は、定年前より引き続き勤務しているものとして算定し、本就業規則を準用します。
2. 特別休暇は、嘱託Aについては就業規則を準用します。嘱託Bには、特別休暇はありません。

第9条（退職）

嘱託職員が以下の各号に該当するときは退職とします。

- (1) 嘱託契約期間が満了し、嘱託職員が契約の更新を希望しないとき
- (2) 本人が退職を申し出たとき
- (3) 本人が死亡したとき
- (4) 継続した更新が65歳の誕生日を迎えた最初の賃金締切日に達したとき
- (5) 退職について労使双方が合意したとき

第10条（賃金）

嘱託職員の賃金は、別途個別に契約します。

第11条（賞与）

賞与は、賃金規程第20条を準用します。

第12条（賃金の改定）

賃金の改定は、原則として行いません。但し、本会が特別に認めた場合は賃金の改定を行うことがあります。

第13条（退職金）

退職金は、支給しません。

第14条（社会保険等の加入）

雇用契約の内容に基づき、加入します。社会保険や雇用保険の加入要件を満たしてい

ない場合は、加入しません。

第15条（その他）

本規程に定めのない事項については、法令、就業規則（各規程を含む）の定めによります。

第16条（規程の改定・廃止）

本規程を改定・廃止する場合は、理事会の決議を経て行うものとします。

附則

この規程は、令和 2年12月 1日から施行する。